

週休２日工事に関するＱ＆Ａ

高 槻 市

〔用語の定義〕

1. Q：工事着手日とは？

A：工事着手とは、契約日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作のいずれかに着手することをいいます。

2. Q：準備期間とは？

A：契約日から本体工事または仮設工事の着手日の前日までの期間とします。

3. Q：現場着手日とは？

A：現場施工に着手した日とします。現場着手に当たっては、施工計画書の承諾を受けて下さい。

4. Q：後片付け期間とは？

A：工事の完成に際して、受注者が所有する機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物（現場事務所等）を撤去し、現場及び工事に係る部分の清掃等に要する期間とします。
（※ 2 2 も併せて確認して下さい。）

5. Q：各種検査期間とは？（建築・建築設備工事対象）

A：現場作業終了日の翌日から完成通知日までの期間に行う関係官公庁等が実施する検査の期間とします。

〔週休 2 日の考え方〕

6. Q：現場着手前の地元説明会や地元の代表者への挨拶等は対象期間に含まれますか？

A：対象期間には含みません。

7. Q：施工箇所が点在している工事は、施工箇所ごとに週休 2 日を判断するのでしょうか、それとも 1 工事として判断するのでしょうか？

A：施工箇所が点在していても、週休 2 日については工事全体を 1 工事として判断します。

8. Q：工場製作期間は対象外ですが、工場製作工程のみ対象外でしょうか？当該工事の現場における製作以外の作業（事務作業も含む）も、その期間は対象外でしょうか？

A：工場製作工程のみ対象外であり、工場製作期間と現場作業が並行して実施するものであれば現場作業は対象期間となります。

9. Q : 雨天等の影響で明日を急に現場閉所としたい場合（施工予定日を現場閉所日に変更）、事前に共有している現場閉所日を施工日に変更できますか？

A : 降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとしています。現場閉所日の変更については、受発注者間で工程表を共有することで、その都度変更が可能となります。ただし、振替により休日作業が生じる場合は、事前に監督職員の承諾を得た上で休日作業承諾願を提出するものとします。（ただし書きについては土木工事対象）

10. Q : 作業員等が現場に出勤後すぐに降雨があり、現場作業ができない場合は、現場閉所になりますか？

A : 現場に出勤後降雨等があり作業をせずに、すぐに現場を離れていれば現場閉所ですが、その後、現場事務所で事務作業等をしている場合は、現場閉所とはなりません。

11. Q : 台風接近や豪雨予想等の気象情報により、作業を予め中止とし閉所したが、現場の巡回パトロールや現場事務所に社員が待機した場合は閉所となりますか？

A : 現場のパトロールや台風等の自然現象を要因とする現場事務所への待機は、現場閉所となります。

12. Q : 夜間作業における現場閉所の取り扱いはどうなるのでしょうか？仮に、金曜日 22 時から土曜日 6 時まで施工し、次に日曜日 22 時から月曜日 6 時まで施工した場合、1 日閉所として扱われますか？

A : 金曜日 22 時から土曜日 6 時までの施工は、金曜日（夜間）の勤務であり、土曜日の勤務とは考えません。日曜日 22 時から月曜日 6 時までについても同様に日曜日（夜間）の勤務となります。その間の土曜日については 24 時間以上閉所しているので、現場閉所となります。

13. Q : 年末年始及び夏季休暇の前後に集中して現場閉所を実施した場合は、現場閉所日となりますか？仮に年末年始 8 日間と夏季休暇 5 日間とした場合、どちらも 2 日間は現場閉所日となりますか？

A : 対象期間には、年末年始 6 日間と夏季休暇 3 日間は含まないことになっています。ただし、この前後に現場閉所した場合は、どちらも 2 日間は現場閉所日となります。

14. Q : 対象期間が 4 週（28 日）未満だった場合の現場閉所率はどのように考えればいいですか？

A : 対象期間内の現場閉所の日数を対象期間の日数で除して算出してください。
なお、現場閉所率は、少数第 2 位以下を切り捨てとします。

・例：8日／26日×100＝30.7%

15. Q：実稼働日数が10日以下であるとして、対象外工事で発注された工事であっても、結果として実際に施工した実稼働日数が11日以上になった場合は、労務費等の補正が行われるのでしょうか？

A：労務費等の補正は行いません。

16. Q：現場着手後の予期しない休日稼働は、現場閉所になりますか？

A：地元対応や雨天時のパトロール等、休日に予期しない稼働が必要となった場合は、現場閉所扱いになります。ただし、受注者が現場閉所計画書提出前に発注者が予め指定した地元説明会や見学会等については現場閉所になりません。

17. Q：要領の第4条第3号の現場閉所の定義で示される「巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業」とはどのような作業ですか？

A：次のような作業が考えられます。

- ①現場の定期的な巡回パトロール
- ②災害の発生を防止するための作業
- ③災害発生時の復旧作業
- ④現場内に設置したポンプや発電機等の機器の維持管理や重機等の保守点検作業
- ⑤コンクリート養生等の品質確保に必要な最低限の作業

18. Q：関連工事や分離発注工事において、同一現場に複数の受注者がいる場合、全ての工事で現場閉所の合意が必要でしょうか？また、現場閉所を行う場合は、全ての受注者が同日に現場閉所を行う必要がありますか？

A：受注者間での合意の必要はありません。また、現場閉所については、発注工事単位で現場閉所を判断します。

19. Q：対象工事として進めてきたが、工事途中で警察協議等により24時間交通誘導警備員を配置することになった。この場合、交通誘導警備員以外は週休2日が可能であることから対象工事として進めてよいのでしょうか？

A：交通誘導警備員以外は週休2日の実施が出来ていて、変更により交通誘導警備員が24時間配置となった場合、交通誘導警備員各自が週休2日の確保が確認出来れば週休2日達成となりますので対象工事となります。

20. Q：工程を守るため、プレキャストの導入による生産性の向上を図る場合、設計変更の協議対象となるのでしょうか？

A：週休2日を実施するために、プレキャストを導入することは、協議対象とはなりません。

21. Q：週休2日を確保した結果、工期内で工事が完成できなくなったが、これを理由に工期延期は認められますか？

A：週休2日を確保した結果、工期内で工事が完成できないという理由での工期延期は認められません。ただし、現場条件等によって要した不測の日数については、従来どおり協議を行って下さい。

22. Q：労務費等の補正の設計変更はいつ行いますか？

A：現場作業の終了後、現場閉所率を確定させて設計変更を行い、後片付け期間に契約変更の手続きを行いますので必要な期間（2週間）を確保するように留意して下さい。

23. Q：要領第4条第6号「月単位の週休2日工事」の定義の中で、後段の「悪天候等のやむを得ない事情」とはどのような場合を指すのですか。

A：悪天候や施設管理者の意向等、現場閉所対象日に現場閉所ができない合理的な理由がある場合が該当します。

24. Q：週休2日工事に関する実施の流れを教えてください。

A：使用する様式は以下のとおりです。

様 式 名	発注者指定方式	受注者希望方式
週休2日届出書（様式1）	—	○
現場閉所（計画・実施報告）書（様式2）	○	○
週休2日変更届出書（様式3）	—	○

※様式については市のホームページを参照して下さい。

【発注者指定方式】について

①現場着手日までに、現場作業終了日までの週休2日の予定を記入した「現場閉所計画書（様式2）」を提出し、監督職員の確認を受けます。

なお、複数年工事の場合は年度ごとに提出してもよいこととします。

②現場着手日以降は、①で作成した「現場閉所計画書（様式2）」に当月の現場閉所実施日を記入した当月確定分の「現場閉所実績報告書（様式2）」を翌月5日までに提出します。発注者指定方式の工事は、週休2日に取り組むことを前提としているため、確実に取り組んで下さい。（計画と実績の閉所日数に乖離が生じ週休2日の達成が見込めない場合は、計画を見直しの上、提出します。）

③現場閉所率が確定した際は、関係書類を添付し「現場閉所実績報告書」を監督職員に提出し、確認を受けます。

④「月単位の週休２日工事」は、月単位の４週８休の補正係数を労務費等に乗じた上で当初設計金額を作成しています。月単位の週休２日工事に満たないが、通期の週休２日工事を達成した場合は、通期の４週８休の補正係数に変更します。通期の週休２日工事に満たない場合は、月単位の４週８休の補正係数を乗じて得た補正額を減額することとします。

⑤「通期の週休２日工事」は、通期の４週８休の補正係数を労務費等に乗じた上で当初設計金額を作成しています。通期の週休２日工事に満たない場合は、通期の４週８休の補正係数を乗じて得た補正額を減額することとします。月単位の週休２日工事を達成した場合であっても、当初の設計金額のとおりとします。

【受注者希望方式】について（通期の週休２日工事のみ）

①現場着手日までに、受発注者間で週休２日の取組について協議を行い、週休２日届出書（様式１）を提出します。

※現場着手後に週休２日の実施の意向について「実施しない」から「実施する」に変更はできません。

②週休２日の取組を実施する場合は、発注者指定方式の①～③と同様に取り組みます。これを達成したときに通期の４週８休の補正係数を各経費に乗じた上で設計変更を行います。なお、月単位の週休２日工事を達成した場合であっても、通期の４週８休の補正係数により設計変更を行うものとします。

※現場着手後の事情により週休２日の取組を「実施」から「実施しない」に変更する場合は、協議の上「週休２日変更届出書（様式３）」を提出します。

令和６年４月１日以降に契約締結する工事から適用する。

令和７年４月１日 改定